資　　料　　3

（仮称）小平市こども条例の市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割について

1　市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割とは

こどもたちの健やかな成長を地域社会全体で支えていくため、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割を示すものとなります。

2　市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の役割について（案）

（市の役割）

1　市は、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こどもに関する施策を総合的に推進し、また、こどもの意見をできる限り尊重し、その最善の利益を考慮する。

2　市は、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設が、この条例の考え方に基づくそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行う。

（保護者の役割）

1　保護者は、こどもの養育については家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識を持ち、こどもにとっての最善の利益を考えてこどもを養育する。

2　保護者は、市、市民等及び育ち学ぶ施設の協力のもと、こどもの健やかな成長を支える。

（市民等の役割）

1　市民等は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利を保障する。

2　市民等は、こどもが健やかに成長し、地域社会の中で安心して生活することができるよう、こどもを見守り、支援する。

3　市民等は、市が実施するこどもに関する施策に協力する。

（育ち学ぶ施設の関係者の役割）

1　育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる居場所となるようにする。

2　育ち学ぶ施設の関係者は、保護者及び市民等との協力の下、こどもが主体的に学び、育つことができるようにする。

3　育ち学ぶ施設の関係者は、こども一人ひとりの個性を尊重し、その権利が保障されるようにする。

３　他市の状況

〇武蔵野市

（市の役割）

第６条　市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

（市民の役割）

第７条　市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。

２　市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努めます。

３　市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。

４　事業者 市民のうち、 市内で事業を営む法人その他の団体と個人をいいます。） は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。

（保護者の役割）

第８条 保護 者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。

（育ち学ぶ施設の役割）

第９条 育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子ども育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

〇北区

（区の役割）

第五条 区は、子どもの権利を保障するための施策を推進することにより、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行うものとします。

２ 区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとします。

３ 区は、子どもの権利の保障について、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

４ 区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、または協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めるものとします。

（保護者の役割）

第六条 保護者は、子どもの年齢、成長等に応じた権利が保障されるよう努めるものとします。

（区民等の役割）
第七条 区民等は、地域社会において子どもが権利の主体であることを認識し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、子どもを見守り、または支援するよう努めるものとします。
２ 事業者は、そこで働く人が、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとします。
（育ち学ぶ施設および団体の役割）
第八条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるとともに、家庭、地域等との協力の下もとで子どもが主体的に育ち、および学ぶことができるよう支援に努めるものとします。

○ 狛江市
（大人の役割）
第８条　大人は、子どもが大人と同じように権利の主体であることを認識し、ともに、ありのままで安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むよう努めるものとします。
２　大人は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるように、子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。
３　大人は、子どもの権利を保障するために、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し、子どもと大人が互いに尊重し、ともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めるものとします。
（保護者の役割）
第９条　子どもの権利を保障するためにも、保護者自身も地域で安心して暮らすことができることが大切です。また、他の保護者や地域の子育てに関わる人々を支える存在にもなり得ます。この場合において、保護者は、地域の中で支えられ、必要な支援を受けることができます。
２　保護者は、子どもの成長・発達、権利の保障についての重要な役割を担っていることを踏まえ、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと対話しながら、養育し、成長・発達を支えなければなりません。
３　保護者は、必要に応じて市や関係機関に相談し支援を求めることができます。
（施設関係者の役割）
第 10 条　施設関係者は、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、話し合った上で、遊び・学び・体験等の活動を通じて、子どもの成長・発達を支援しなければなりません。
２　施設関係者は、子どもを施設運営に関わる当事者の一員として認め、子どもの主体性を尊重し、子どもの施設における主体的な活動を啓発し、支援しなければなりません。
３　施設関係者は、施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所を確保することや、子どもの様々な遊び・学び・体験等の活動の機会を確保する等、子どもの権利を保障するため

に、市及び団体と連携・協力するよう努めなければなりません。

（団体の役割）

第 11 条　団体は、その活動が子どもの権利の侵害につながることのないよう適切な配慮に努めなければなりません。

２　団体は、子どもの権利を保障するために、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し、子どもと大人が互いに尊重し、ともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めるものとします。

３　団体は、子どもを養育する従事者が子育てと団体活動を両立することができるよう、子育てしやすい環境をつくることに努めるものとします。

（市の役割）

第 12 条　市は、子どもにとって最も良いこととは何かを考えて、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと話し合った上で、子どもに関する施策を決定し、実施します。

２　市は、大人、保護者、施設関係者及び団体と連携・協働し、子どもに関する施策を実施するとともに、各主体が役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。